

父の財産を全部相続し、残余のものは恰も父の下でした如くかれの下で生活せしめることも出来る」(マヌカ、一〇五、二五三頁)。「妻子及び奴隸、これ等の三者は無産であるといはれる、彼等が得る財産はかれらの雇する人のために所得せられたものである」(マヌハ、四一六、三三八頁)。長兄がもし弟の保護と教育とを怠る場合には、彼は父の代理人としての資格を失つて、伯父もしくはその他の親族に対すると同じ程度の尊敬を与えられるだけであり、又父が懲戒のために自由に子を打つことが出来るのに反して、長兄はたゞ壽行と傷害の罪を犯した弟を打つことを許されたに過ぎない」(マヌカ、二〇、二五四頁)

以上述べて来た如く、アーリアン人は次第にドライヴィタ等の原住民を圧倒し、父を家父長とする大家族生活を嘗み、祖先崇拜がその家族倫理の中核を支配するに至つた。やがてガンジス河地方に移住した彼等は村落共同体を形成し、バラモンを中心とした氏族制農村社会を形成したのであるが、次第にバラモン教の勢力が増大し、形成化し、家族制度は全くバラモン教の法の下に左右されるに至つたのである。ここに仏教興起の幾多の契機をはらんでいるのである。

## 成尋の参天台五台山記

吉秀 静

成尋の参天台五台山記を通して彼の都に於ける活躍等を見たのである。参天台五台山記は字の如く天台、五台の靈地巡礼を志し日本を発ち支那に渡つての日記である。日記であるから色

色と珍しいことが記してあり面白い。この日記は支那の仏教はもとより経済、交通、政治その他各方面に亘つて大変よい資料となるものである。論文では主として都に於ける成尋を見たので、日記は八巻よりなつてゐるが大体四巻以後を調べてみたのである。

論文の概略を記してみると、初めに成尋の生ひ立ちは一條天皇の寛弘八年（一〇三）に生れた。彼は藤原佐理の子と云はれ、出家し内外書を学び後に大雲寺別当、延喜寺阿闍梨となつた。六十才で朝廷へ入宋許可の状を奉り、後許可を得て六十二才、延久四年（一〇七三）三月十五日賴縁供奉、快宗、惟寛、心賢、善久、長明等八人と共に肥前唐津の附近から発ち支那に向つたのである。都に着いたのが熙寧五年十月十一日で日記では才四巻から始る。都に着いて宿舎と定められたのが當時訳経事業盛んであつた伝法院である。十月十五日の日記に依ると朝廷との問答を記し、この問答は日本の舌系、地理、産物等について問答している。これらによつて当時の航通路、貿易品の大体が推測されるのである。二十二日には朝廷に参内し神宗皇帝に謁し、三月一日には雨が降らないから祈雨する所朝廷より命を受け、宮中にて支那僧と共に祈つてゐる。彼は日本天台の修法即ち法華法で祈雨し皇帝始め諸僧の驚歎する所となつてゐる。三日にして雨が降り日本僧侶としての面目をほどこして、慈惠大师の号を賜つたのである。大相国寺圓則座主には法華法を授け日本の法華法を紹介し、一方伝法院では自分等が持つて来た經典を紹介している時にその中源信の往生要集、南泉房安養集を諸僧に見せ伝法院で書写させてゐる。これによつて彼が弥陀淨土の願求者であつた事が伺がわれる。彼等は伝法院にいたので、ここで活躍してゐた訳經三藏達と或る時は經典を見せて貰つたり自分が持來つた經典を見せたり、語り合つたりして親交を結んでゐるのである。一方印經院の官版大藏經等を買つたりして入手し

熙寧四年四月、成尋一行中の賴縁、惟規、心貞等に宗若平等院、大雲寺等に收むる經典圖像を  
托し六月十二日乘船の彼等と別れている。彼の日記はこゝで終つてゐる。

以上の林に彼の日記を通して成尋が如何なることをなしたか、又宿となつた伝法院は、又そ  
こに居た訳經三藏、北宋代の訳經状態等を調べ、当時の支那の仏教の一端でも知ろうとするも  
のである。



以  
上